

求職活動・開業準備状況申立書

下妻市長 殿

記入日	年	月	日
氏名	印		
住所			
電話番号			

下記の内容について、事実であることを申し立てます。

なお、入所後の調査において、内容に虚偽があることが判明した場合には、保育の実施を解除されても、異議ありません。

No.	項目	記入欄
前職に関する事項		
1	前職歴	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2	離職年月日 <small>※前職歴:有の場合</small>	年 月 日(直前の前職の離職日)
具体的な活動内容 ※求職活動・開業準備状況について、該当する箇所を○で囲んでください。		
a	公共職業安定所(ハローワーク)を利用して活動をしている。	
b	労働者派遣会社を利用して活動をしている。企業名()/登録日: 年 月 日	
c	インターネットの求人情報サイトを利用して活動している。サイト名()/登録日: 年 月 日	
d	求人情報誌や新聞の求人広告などを利用して活動している。広告名等()	
e	その他 ()	
f	開業準備をしている。開業予定業種()/開業予定日: 年 月 日	
a	→ハローワークカードのコピーを添付してください。	
b~e	→求人サイトの登録画面等、求職活動をしていることが分かるものの写しを添付してください。	
f	→開業届等、開業準備をしていることが客観的にわかる書類を添付してください。	

その他	※注意事項
①	求職活動・開業準備中の期間は保育短時間認定となります。(短時間認定時間 AM8:30~PM4:30)
②	「求職活動・開業準備状況申立書」提出後、就職された場合には、改めて就労証明書を提出してください。 就労証明書等を提出し、短時間認定から標準時間認定に変更がある場合、反映されるのは翌月1日からとなります。 (例) 6月10日に子育て支援課へ就労証明書を提出(6月末まで短時間認定⇒翌月7月1日から標準時間認定)
③	入所後3か月以内に就労証明書等の提出がない場合、保育所は退所となります。
④	開業準備中の方は、開業準備が整い、1か月分の収入を証明できる書類が用意できた段階で、就労証明書とあわせて提出してください。
⑤	保育申請書申込後、入所でさずお待ちいただく場合、書類の有効期限は3か月となります。 引き続き保育所入所をご希望される場合には、「求職活動・開業準備状況申立書」を再度ご提出ください。 なお、受付締切日までに提出いただけない場合、保育を必要とする要件に満たないため、申込みは「取り下げ」となりますので、ご了承ください。

保護者記入欄

児童名	生年月日	年	月	日	施設事業所名	<input type="checkbox"/> 利用中	<input type="checkbox"/> 申込中
児童名	生年月日	年	月	日	施設事業所名	<input type="checkbox"/> 利用中	<input type="checkbox"/> 申込中
児童名	生年月日	年	月	日	施設事業所名	<input type="checkbox"/> 利用中	<input type="checkbox"/> 申込中

※書類の有効期限は、おおむね3か月とします。